

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|--------------------|----------------------------|-------|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和7年第3回定例会 | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年3月14日 | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和7年3月21日 | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所 405 会議室 | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委 員 数 | 4 名 | |
| 1. 出 席 委 員 | 柴原 千峰・坂中 早百合・茶呑 潤造・東川 泰仁 | |
| 1. 欠 席 委 員 | | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | 教育長 | 舟戸 宏一 |
| | 教育部長 | 井上 辻明 |
| | 教育総務課長 | 前田 悟 |
| | 学校教育課長 | 金光 孝裕 |
| | 総合教育センター長 | 岩城 一博 |
| | 生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長 | 前田 嘉仁 |
| 1. 傍 聴 人 | 0 名 | |
| 1. 事 項 | | |

開 会 開会時間 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 2 番 坂中委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 11 号 志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正について

日程第 4 議案第 12 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

日程第 5 議案第 13 号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について

日程第 6 議案第 14 号 志摩市修学旅行費補助金交付要綱の制定について

日程第 7 議案第 15 号 令和 7 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について

日程第 8 議案第 16 号 令和 7 年度志摩市奨学金の貸与について

追加日程第 1 議案第 17 号 物品購入契約の締結について

追加日程第 2 議案第 18 号 志摩市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

日程第 9 報告第 4 号 県費負担教職員の人事異動内示について

日程第 10 報告第 5 号 令和 6 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について

日程第 11 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 10 時 48 分

教育長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第3回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名 2番 坂中委員
教育長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、2番坂中委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	よろしくお願いします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。教育長報告について、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	3月7日のフリースクールの件で答えられる範囲でどのような感じだったのか教えていただきたいです。
教育長	資料にありますように、退職された西井さんという校長先生がみえて、志摩に自然学校的な「りゅうの学校」というフリースクールを作りたいということで、諸々の準備はこれからになりますが、神明地内に用地を確保し、平日に活動する学校になりますので、今後、学校に行きにくいという子どもたちが対象になると聞いております。実際に動き出した場合は教育委員会、関係する学校も連携しながら子どもたちの居場所として取り組みを進めていきたいということを確認したところでございます。
委員	ありがとうございます。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、次へ進めます。
日程第3	議案第11号 志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正について

教育長	日程第 3、議案第 11 号 志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 11 号志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正について説明させていただきます。資料につきましては 2 ページからとなりますが、5 ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、1 か所でアンダーラインを引いたところになりますが、総合教育センター管理系の事務分掌において、改正後の（7）「教育 DX・ICT 教育に関すること」という文章の追加をさせていただいております。ご審議の上ご承認を賜りますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	（質疑なし）
教育長	ないようですので採決に移ります。議案第 11 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	（挙手）
教育長	挙手全員です。よって、議案第 11 号は可決されました。
日程第 4	議案第 12 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
教育長	日程第 4、議案第 12 号 志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とします。 事務局。
事務局	議案第 12 号志摩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正ということで、資料は 6 ページからになります。資料 8 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらで改正箇所が 1 か所、補助執行に係る事務のうち、志摩市ともやま公園社会体育施設の管理運営に関する事務を補助執行させる課の名称を、別表中のとおり「観光課を観光プロモーション課」に改めるものでございます。ご審議の上ご承認を賜りますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	（質疑なし）

教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 12 号について承認される方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 12 号は可決されました。
日程第 5	議案第 13 号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について
教育長	日程第 5、議案第 13 号 語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 13 号語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について説明させていただきます。資料は 9 ページから 17 ページとなります。規則を改正する理由は大きく 3 点あります。まず 1 つ目は、自治体国際化協会から JET プログラム参加者の報酬額の引き上げについての通知があり、市では国際交流活動を行う外国青年である CIR の報酬額を引き上げる予定があります。語学指導等を行う外国青年である ALT についても当条件の制度設計としていることから、当該通知額に合わせ報酬額を引き上げることとしました。 2 つ目ですが、特別休暇のうちの病気休暇について、その取得期間や有給・無給の扱いが、他の会計年度任用職員が変更になることに合わせ、CIR 及び ALT に関しても変更させていただきます。 3 つ目ですが、現行の規定では本規定に定めのない勤務条件等に関する事項で、引用する内容及び範囲が不明確であることから、具体的に引用する利益を明示させていただきました。改正する規則の要点につきましては、資料 13 ページに新旧対照表を見ていただき、報酬額の変更、病気休暇の取得期間について他の会計年度任用職員と合わせる概要が書かれています。施行日程としましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行したいと思います。説明は以上となります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	聞き逃したのですが、引き上げの通知があったということですがどちらからあったのでしょうか。

事務局	自治体国際化協会です。
委員	県ですか。
事務局	全国の地方自治体の共同組織です。
委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。対象となる ALT は市で雇っている ALT ですね。
事務局	はい。
教育長	他よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	それでは質疑はないようですので議案第 13 号についての採決に移ります。議案第 13 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 13 号は可決されました。
日程第 6	議案第 14 号 志摩市修学旅行費補助金交付要綱の制定について
教育長	日程第 6、議案第 14 号 志摩市修学旅行費補助金交付要綱の制定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 14 号志摩市修学旅行費補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。資料は 18 ページから 32 ページとなります。まず、この要綱を制定する理由は、志摩市児童生徒の修学旅行費用の一部を補助することにより、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援し、保護者が修学旅行に要する経費に対する補助の交付を行うため要綱を制定します。 第 2 条の補助対象ついてですが、志摩市立小学校に在籍する児童及び志摩市立中学校に在籍する生徒の保護者及び特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、かつ住民基本台帳法に基づき、市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者となります。 続いて、第 4 条の補助金額ですが、小学校に在籍する児童の保護者に 15 千円とし、

	中学校に在籍する生徒の保護者に 35 千円とします。この補助の交付回数は、小学校、中学校を通じてそれぞれ 1 回とします。第 5 条から第 10 条につきましては、補助金の交付にあたり必要な申請手続き及び事項を規定します。施行日等につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。説明は以上となります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	様式について教えてください。資料の 26 ページに補助金の交付決定通知というのがありますが、不交付にあたる対象を教えてください。
事務局	他の同様の補助金を交付された場合は対象から外れることとなります。ちなみに、志摩市から市外へ通っている児童生徒がおり、そちらで交付を受けた場合は、志摩市では交付できないということで、不交付決定通知書が出されることとなります。近隣で言いますと南伊勢町、度会町があります。
教育長	二重に受けることを避けるということですね。
委員	わかりました。
教育長	他にいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	それでは質疑はないようですので、採決に移ります。議案第 14 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 14 号は可決されました。
日程第 7 教育長	議案第 15 号 令和 7 年度志摩市立幼稚園および小中学校の教育方針について 日程第 7、議案第 15 号 令和 7 年度志摩市立幼稚園および小中学校の教育方針についてを議題とします。本案については私から説明いたします。 資料は 33、34 ページになっております。まず 34 ページを見ていただくと、来年度の幼稚園教育の方針を示したものになっております。昨年度、内容をかなり吟味い

	ただきましたので、内容が新たに変わるということはありません。特にコロナの時期にコロナ対応も含めたものとして文言を入れたことがあります。内容については昨年度のものを継続するということになります。一部下の葉っぱのところに、こども園という言葉が変わっていると思いますが、これは呼び名が変更され、鵜方幼稚園以外の幼稚園は、すべてこども園という位置づけになりましたので、そういった名称の変更になっております。これをもとに、各幼稚園でそれぞれの目指すものを決めていただいて、幼稚園教育に当たっていただくことになります。 続きまして 33 ページに戻りますが、小中学校での重点取り組みについてあげさせていただきます。昨年度のものとは比べて何ヶ所か変えた部分があります。ただ、基本的に目指すところは、毎年転々と変わるものではないという認識でありますので、継続した取り組みが行われていくということになります。大筋として変えているところはありませんが、具体的な取り組みという①の箇条書き二つ目ところに、「主体的な学習」のあとに「個別最適な学習」という言葉を入れさせていただきました。学習指導要領の中にも出てくる言葉で、もちろんすべての時間が個別最適な学習になるわけではありませんが、子どもたちの状況に応じた個別最適な学習を保証するといった取り組みを大事にしていきたいという意図で記載しております。 同じく箇条書きの最後に、「運動の機会の確保」という言葉を入れさせていただきました。子どもたちの生活状況の中で、運動する機会が減っている現状がありますので、学校を中心に家庭の理解を得つつ、子どもたちの運動の機会を確保することも大事だということで入れております。 あと 2 番目の危機管理についてはその通りであります。この部分は特に変更はなく、引き続きこちらに従って進めていきたいと考えております。 3 つ目は地域との連携とのことで、コミュニティスクールの取組を確認しつつ、こちらも変更はありません。 4 番目は教職員についての文言で、昨年度コンプライアンスという言葉を入れましたが、それを引き続き来年度も含めて徹底していく必要があると思っております。ただ、志摩市の中でコンプライアンス違反が頻発しているわけではありませんが、心得として大事にしていきたいということです。 次の箇条書きに「教職員の」という主語を入れております。こういった継続した取り組みによって、志摩市の教育を充実させていきたいということです。目指すものは人づくりであり、合言葉は「子どもにとって、子どものために」というところは変わっておりません。これを踏まえて、幼稚園と同じく、各小中学校が独自の教育目標を立てながら、来年度の教育活動をしていただく上での一つの指針になればと思いますので、この後ご協議いただき認めていただければと思います。以上でございます。 それではこのことについて質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 15 号について承認される方は挙手

	をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 15 号は可決されました。
日程第 8	議案第 16 号 令和 7 年度志摩市奨学金の貸与について
教育長	日程第 8、議案第 16 号 令和 7 年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 16 号令和 7 年度志摩市奨学金の貸与について説明をさせていただきます。資料については 35, 36 ページになります。まず新規についてですが、高等学校相当としまして 5 人、1 人あたり 240 千円で合計 1, 200 千円。大学相当として 5 人、1 人あたり 360 千円で合計 1, 800 千円を予定しております。高校大学合計として 3, 000 千円を見込んでおります。 続いて継続ですが、高等学校相当については、令和 6 年度の申請はございませんでしたので、令和 7 年度は 0 とさせていただいております。大学相当につきましては、令和 6 年度に申請いただいた方が 4 名お見えでしたが、うち 2 名が 6 年度末で卒業により終了となりますので、残り 2 名が継続見込みとなり、1 人当たり 360 千円、合計 720 千円としております。新規と継続を合わせて 12 人分、トータルで 3, 720 千円の貸与を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員
委員	こちらの奨学金と給付型の進学応援金が、現在応募があるかどうかについて現況をそれぞれ教えていただきたいです。
事務局	給付型については令和 7 年度からの事業ということで、今のところ周知のみで受付はしていませんので、実績として件数は上がってきていません。貸与型については、現在 4 名が継続されており、そのうち 2 名が今年で卒業というところで、継続されるのは残りの 2 名となります。新たに新規で貸与型のほうを申し込まれる方については、4 月 5 日から申込期間になっておりますので、今のところ正式な申請はございません。4 月 5 日以降から 20 日までの間を申し込み期間としておりますので、そこ

	で新規申し込みがあれば、継続とともに選考会で選定させていただくという流れにしております。
委員	申し込み期間は以前と変わらないのですか。延長はないのですか。
事務局	変わらないですが、期間が短いため申し込みが少ないというケースもあるかもしれませんので、そのあたりは検討したいと思います。
委員	ありがとうございます。
教育長	申請はこれからということでご確認ください。申請後の状況は、必要があれば質疑をしていただければと思います。 他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので採決に移ります。議案第 16 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 16 号は可決されました。
追加日程第 1	議案第 17 号 物品購入契約の締結について
教育長	ここで追加日程を入れたいと思います。お手元に配付されております資料をご覧ください。追加日程第 1、議案第 17 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 17 号物品購入契約の締結について説明いたします。資料は別紙の 1 ページと 2 ページになります。本案は、市内小中学校の屋内運動場にクールダウンができるスペースを確保するということで、教育環境の向上を図るためにスポットエアコンの購入をするものとなります。購入金額が 20,000 千円以上の場合は議会の議決が必要となりますので、3 月議会定例会の最終日に追加議案として提出する予定とさせていただいております。そのために、今回定例教育委員会の議案として提出させていただきました。 内容につきましては、中学校、小学校それぞれに 2 台ずつ、トータルで 26 台を購入するもので、契約の方法は指名競争入札で、指名業者の選定につきましては、市内

	の冷暖房機器を取り扱う業者 17 社によるものです。契約金額は 40,994 千 800 円。契約の相手方は三重県志摩市阿児町鶴方 1391 番地 2、石川商工株式会社、志摩営業所所長、石川修でございます。なお、3 月 14 日に入札会を実施しまして、見積金額 37,268 千円となり、3 月 19 日に契約金額 40,994 千 800 円で仮契約を締結しておるところでございます。以上で物品購入契約の説明とさせていただきます。ご審議の上承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。
教育長	この件について質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 17 号について承認される方は挙手をお願いいたします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 17 号は可決されました。
追加日程第 2	議案第 18 号 志摩市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
教育長	追加日程第 2、議案第 18 号 志摩市社会教育委員の解嘱及び委嘱について議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	議案第 18 号志摩市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてご説明申し上げます。資料につきましては、当日配付資料 3 ページからとなります、4 ページからご覧ください。志摩市社会教育委員は、社会教育法第 15 条第 1 項の規定に基づき設置されております。現在の委員は、社会教育委員に関する条例第 2 条により、教育委員会が委嘱しており、学校教育関係者におきましては現在、神明小学校長の小林委員が委嘱されております。本議案につきましては、志摩市校長会代表が交代となることから、現委員である小林委員を令和 7 年 3 月 31 日で解嘱し、その後任として東海小学校の井上教頭を委員委嘱候補者とするものです。なお委員委嘱候補者の委嘱期間につきましては、志摩市社会教育委員に関する条例第 3 条規定に基づき、前任者の残任期間で令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間といたします。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。ないようですので、採決に移ります。議案第 18 号について承認される方は挙手をお願いいたします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。 よって議案第 18 号は可決されました。
日程第 9	報告第 4 号 県費負担教職員の人事異動内示について
教育長	日程第 9、報告第 4 号 県費負担教職員の人事異動内示について議題とします。本案は、人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。 よって非公開とする事に決定しました。 (非公開)
教育長	質疑はないようですので、非公開を解きます。以上で、報告第 4 号は承認されました。
日程第 10	報告第 5 号 令和 6 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について
教育長	日程第 10、報告第 5 号 令和 6 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議について議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 5 号、令和 6 年度第 2 回志摩市社会教育委員会議についてご報告を申し上げます。資料につきましては 38 ページからとなります。議事要旨といたしまして、39 ページからになります。去る令和 7 年 2 月 12 日に、第 2 回の社会教育委員会議を開催いたしました。議題につきましてまず（１）令和 7 年度社会教育関係事業（計画）についてということで、令和 7 年度新年度予算案に基づきまして、事業計画案を事務局よりご説明を申し上げました。その中で委員の皆様から質疑をいただき、文化振興関係補助金についてどのような事業への補助か、スポーツフェスティバル、スポーツウェルネス DX や文化財指定を受けるにはどのような流れであるのか、岡山シーガルズによるバレーボール教室について、令和 7 年度はどのようなになるのか、というご意見をいただいております。 次に（２）社会教育等に関する質問・意見についてということで、事前に社会教育委員の方からいただいた全般に係る質疑ということで、他の市町では生徒数の減少や先生の負担を減らすため、部活の外部委託が進められているようです。志摩市の現状についてはどうなのか、今後どうしていくのか、外部委託になると場所によって

	は保護者の送迎が必要になり、負担が増えそうで大変ですね。というようなご意見、ご心配をいただいたところでございます。これにつきましては、事務局といたしまして回答をさせていただいた内容が右側にありますが、部活動地域移行の進捗としては、令和6年度も引き続き、学校部活動在り方検討会を開催しています。8月の第1回では、部活動ガイドラインの改正と検討会内に、専門部を設置可能にする要綱の改正を行いました。10月には第2回の会議を開催し、11月にスポーツ体験会を実施するための事前アンケート結果の検証と体験会内容について検討し、11月に体験会を実施しました。2月18日には第3回を開催予定で、体験会のアンケート結果を検証する予定です。志摩市としては、昨年の本会議でも説明させていただいておりますが、令和8年度より休日の部活動については、地域への完全移行を目指していくこととし、検討会でも共通認識として確認しているところです、と回答いたしております。その中でご意見に対する質疑ということで、令和8年度から休日の部活動地域移行を目指すとのことであるが、指導者の育成や確保は間に合うかでありますとか、生徒の送迎に関して、市ファミリー・サポート・センターの活用も考えられますよというご意見も賜っております。また少子化の影響により、部活動の種目は減りつつあり、一部の学校では深刻な状況にある。子どもたちがスポーツのできる環境の整備は、重要な課題であるというご意見もいただきました。このような事につきましてはまた、部活動在り方検討委員会でしっかりと協議をさせていただく予定となっております。 3つ目といたしましては、(3)三重県社会教育委員連絡協議会における研修事業の振り返りについてということで、令和4年度から令和6年度までの三重県社会教育委員連絡協議会における研修事業の振り返りを行い、委員の意見や感想等を踏まえて本事業の成果と課題について、事務局で取りまとめた内容をご説明させていただきました。簡単ですが報告とさせていただきました。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。ないようですので報告第5号は承認されました。
日程第11	その他協議・報告案件について
教育長	それでは最後の議題になりますが日程第11、その他協議・報告案件についてに移ります。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告の後一括して行いますのでご了承ください。 事務局。
事務局	教育総務課でございます。4月21日月曜日10時から第4回定例教育委員会を開催したいと思います。場所につきましては405会議室となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。
教育長	事務局

事務局	学校教育課ですが、3月31日月曜日15時から令和6年度 志摩市教職員退職辞令等交付式、場所につきましては401・402会議室になります。 4月1日火曜日10時30分から令和7年度教育委員会事務局人事異動通知書等交付式、引き続き11時10分から令和7年度志摩市教職員人事異動通知書等交付式を同じく401・402会議室で開催します。 4月7日に志摩市小・中学校の始業式がありまして、8日火曜日に中学校の入学式、9日水曜日に小学校の入学式、10日木曜日に幼稚園の入園式が実施されます。 4月14日月曜日13時30分から主要事業説明及び予算配当説明会が本庁で行われます。以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。情報共有ですが、3月23日は国道167号磯部バイパス開通式式典会場が磯部支所周辺と生涯学習センター周辺となっておりますので、混乱を防ぐために、当日につきましては、歴史民俗資料館・磯部図書室を臨時休館とさせていただきます。 3月31日ですが、第47回全国海の子絵画展報告会ということで、大王小6年坂中さんが水産庁長官賞を受賞されたということで、報告会をさせていただきます。 4月20日につきましては志摩ロードパーティということとなっております。
教育長	以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ありませんので次へ進めます。②その他について何か報告事項等ございませんか。
事務局	(報告なし)
教育長	ないようですので以上で、その他報告案件について終わりたいと思います。 以上で本日の日程はすべて終了しました。次回定例教育委員会は令和7年4月21日午前10時から405会議室で行います。以上で令和7年第3回定例教育委員会を閉会とします。どうもありがとうございました。

本日の会議を記録し、署名する。

教 育 長

委 員